

BEAUTIFUL RIDE

さいたま市では、「歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ち」というシェアザロードの精神を推進しています。

回 覧

自転車専用



道路をシェアする心。
ルールを共有する心。
思いやる心で安全なまちを築きたい。

最近、街なかで見かける

自転車レーン... いったい何が違うの!?



自転車専用通行帯

自転車等しか通行できません。
(法律で決められています。)



- ・ 青色で舗装され、『自転車専用』と道路に標示します。
- ・ 自転車等はこのレーンを通行しなければなりません。(やむを得ない場合を除きます。)
- ・ 自動車、バイク、一般原動機付自転車は通行できません。(交差点左折時や道路外に出る場合などを除きます。)

※「自転車等」は普通自転車及び特定小型原動機付自転車のことを指します。

車道混在型(青い矢羽根等)

自転車等と自動車が共存する
通行空間です。



- ・ 道路利用者に自転車等の通行位置を周知するため明示します。
- ・ 幅がせまい道路など、「自転車専用通行帯」が整備できない場合に設置します。
- ・ 青い矢羽根(やばね)型・自転車の絵(ピクトグラム)があります。
- ・ 自動車、バイク、一般原動機付自転車も通行できます。

2026年 4月1日から

自転車の交通違反に「交通反則通告制度(青切符)」

導入!

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(右側通行等)	
指定場所一時不停止等	5,000円
並進禁止違反	3,000円
軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)	
対象	16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし



自転車の交通ルールを
しっかり学び、守ろう!



「自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入」
についてはこちらから〈埼玉県警察ホームページ〉



「自転車の安全利用の促進(自転車ルールブック)」
についてはこちらから〈警察庁ホームページ〉